

兵庫県公報

令和4年4月12日 火曜日 第301号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	1	1
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	2	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	2	2
○ 平成20年兵庫県告示第439号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部改正（建築指導課）	2	2
○ 平成17年兵庫県告示第34号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部改正（同）	10	10
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（阪神南県民センター）	14	14
○ 道路の位置指定（北播磨県民局）	14	14
○ 同 上（同）	15	15
公 告		
○ 入札公告（デジタル改革課）	15	15
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	17	17
○ 入札公告（物品管理課）	18	18
○ 同 上（同）	21	21
○ 同 上（同）	24	24
○ 同 上（同）	26	26
○ 同 上（同）	29	29
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	32	32
○ 同 上（中播磨県民センター）	32	32
選挙管理委員会告示		
○ 平成30年兵庫県選挙管理委員会告示第13号の訂正	33	33
○ 政治団体から提出された令和元年分の収支報告書の要旨	33	33
○ 政治団体から提出された令和2年分の収支報告書の要旨	34	34
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の解散に係る収支報告書の要旨	39	39
警察本部公告		
○ 入札公告	52	52

告 示

兵庫県告示第495号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和4年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市養田土地改良区	令和4年3月3日
伊丹大鹿土地改良区	同 月22日
苅屋土地改良区	令和2年6月25日
照来土地改良区	令和4年2月24日

水尾地区 条例別表第3の8 の項	西脇市水尾町字佃の一部で別図 に示す区域	都市計画法施行条例別 表第3の8の項に規定 する地域資源の有効な 利用に係る建築物 1 寮 2 集会所 3 事務所	平成28年3月11日
岡崎地区 条例別表第3の3 の項	西脇市岡崎町字高倉、字堀越、字 北浦、字大根、字早稲田、字出口、 字下岡崎、字上岡崎及び字カヤノ 内の各一部、落方町字ハノキ及び 字五百戸の各一部並びに上王子 町字流レ田及び字小丸の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
上王子地区 条例別表第3の3 の項	西脇市上王子町字流レ田、字古河 及び字山根の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
合山地区 条例別表第3の3 の項	西脇市合山町字西山、字堂ノ上、 字堂ノ前、字前田、字宮ノ前、字 藤原及び字奥田の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
出会地区 条例別表第3の3 の項	西脇市出会町字円丈寺、字中野、 字中野上、字笹原、字笹尾、字ダ ケ山、字菖蒲谷及び字松尾の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
出会地区 条例別表第3の5 の項	西脇市出会町字木谷山の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する建築物	平成28年3月11日
八坂地区 条例別表第3の3 の項	西脇市八坂町字上之段、字岩元、 字東山、字平池ノ下、字土手ノ内、 字勝尾谷、字五輪及び字大谷の各 一部並びに平野町字米山及び字 平見の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日



兵庫県告示第499号

平成17年兵庫県告示第34号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

令和4年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

表（稲美町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。
表（稲美町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

	加古郡稲美町六分一字百丁歩の一部及び印南字西場の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	加古郡稲美町六分一字百丁歩の一部及び印南字西場の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
北山地区 条例別表第3の3の項	加古郡稲美町北山字庵垣内、上ノ谷、北畑、池ノ内、西角、前江、中ケ市、高代、宮ノ前、北浦、荒内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	令和4年4月12日
	加古郡稲美町北山字池ノ内、西角、中ケ市、宮ノ前、北浦、荒内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	加古郡稲美町北山字上ノ谷、池ノ内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	



兵庫県告示第500号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

令和4年4月12日

兵庫県阪神南県民センター長 秋山 徹 志

- 1 指定する土地等の所在地
兵庫県西宮市塩瀬町名塩字辻坂4523番外27筆
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別
工作物
 - (2) 用途
貯水池（名塩貯水池）
- 3 指定する土地等の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
西宮市上下水道局	兵庫県西宮市六湛寺町8番28号	青 山 弘

- 4 指定する理由
阪神西部地域内武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第501号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年4月12日

兵庫県知事 齋藤 元彦